

# 給付金の申請を受付しています

消費税率の引き上げに伴う「平成28年度臨時福祉給付金」、一億総活躍社会の実現に向けた「障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請を受付しています。

## ◎平成28年度臨時福祉給付金

【支給額】 対象者1人につき 3,000円

【対象者】 次のいずれにも該当する方

- ・平成28年1月1日時点で、住民票が本町にある方  
(ただし、生活保護を受給している方は除きます。)
- ・平成28年度の住民税が非課税で、かつ課税者に扶養されていない方

上記の「平成28年度臨時福祉給付金」の対象となる方で、平成28年5月分の障害・遺族基礎年金を受給されている方は、下記の給付金も申請することができます。

## ◎障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

【支給額】 対象者1人につき 30,000円

(ただし、8月までに高齢者向け給付金30,000円を受給された方は除きます。)

## ◆受付期間 8月31日(水)～11月30日(水)まで

(郵送の場合は、当日消印有効となります。なお、受付期間を過ぎてからの申請は受付できませんので、ご注意願います。)

※給付金の支給には、申請から1か月半程度かかります。

※申請書は、既にご送付しておりますが、支給対象者であるにもかかわらず申請書が届かない場合は、お問合せください。

## ◆申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

# ▲▽国民年金のお知らせ▲▽

年金受給権者が死亡したときは、次の届出が必要となりますので、忘れずに手続きを行ってください。

## ■年金受給権者死亡届

死亡した日から14日以内に、年金受給権者死亡の届出を行わなければなりません。届出を行わず過払いとなった場合は、返還請求の対象となりますのでご注意ください。

また、年金受給権者の死亡に伴い、以下の年金を遺族が請求できる場合があります。

## ◆未支給年金

死亡した月までの年金のうち未支給があるときに、その年金を請求できる場合があります。請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他の3親等内の親族で、受けられる順序もこのとおりです。

## ◆遺族厚生年金

老齢厚生年金の受給権者が死亡したときに、請求できる場合があります。請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。

※遺族厚生年金については、受給資格、受給要件が個々に変わりますので、詳細についてはお問い合わせください。

## ◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

## 高齢者のみなさんへ「健康と暮らしの調査」を実施します。ご協力ください!!

本町では、これまで第1期～第6期(平成12年～29年度)の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、適正な介護保険制度の運営に努めてきました。

今回、平成29年度に策定する「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)」に向けて、計画の基礎資料及び介護予防等に役立てるため、在宅で生活している介護認定を受けていない65歳以上の人、全員に調査を実施いたします。

これは本町の高齢者福祉及び介護予防の今後の方向性を決める大切な調査です。対象となる人には調査票を送付しますので、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

●調査の対象者…平成28年4月1日現在において町内在住の余市町介護保険被保険者(65歳以上)の方で、介護認定を受けていない方全員

●調査方法…郵送による配布。(10月上旬に発送)記入していただいた調査票は、同封の返信用封筒で郵送してください。(切手代はかかりません)

◆問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119